

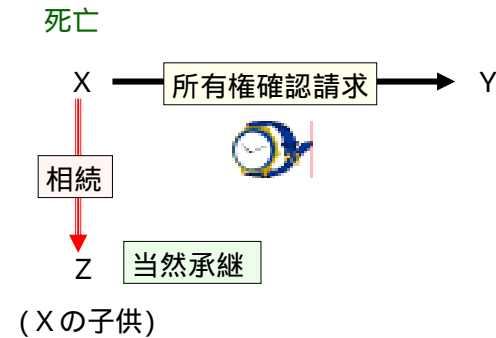
2005年 民事訴訟法3

関西大学法学部教授
栗田 隆

第7回 (目次)

- 訴訟承継
- 任意的当事者変更

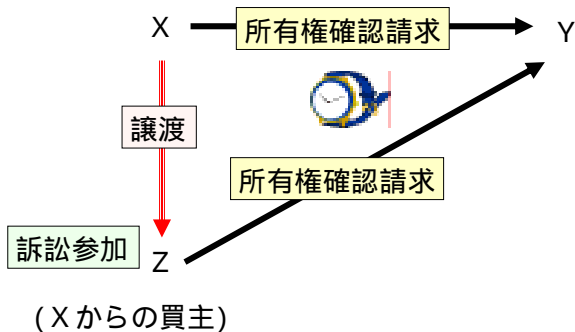
訴訟承継 当事者の死亡による当然承継



T. Kurita

2

訴訟承継 係争物の譲渡による参加承継



T. Kurita

3

訴訟承継制度の意義

- 既存当事者とは別個の者（承継人）が、既存当事者のなした訴訟活動の結果を引き継ぐ形で当事者の地位につくこと。

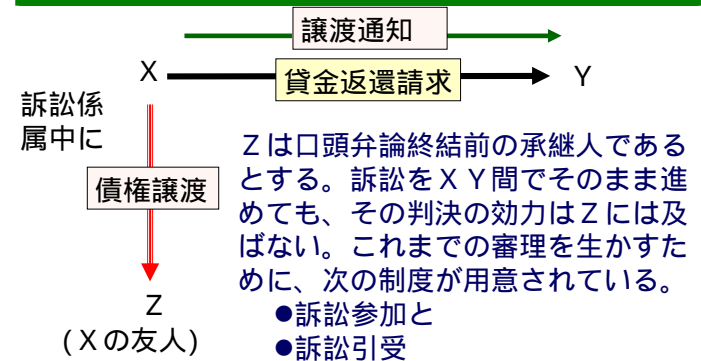
T. Kurita

4

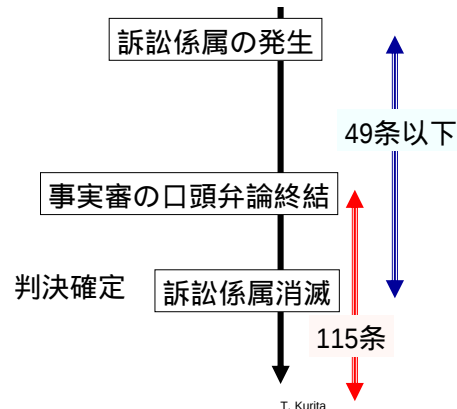
訴訟承継の種類

- **当然承継** 当事者の死亡・法人の合併など一定の承継原因が生じれば、当事者の地位が承継され、これにより訴訟が当然に承継される場合を指す。
- **参加承継・引受承継** 係争権利が譲渡されたような場合に、承継人（譲受人）からの参加申出あるいは相手方当事者からの引受申立てに基づき訴訟が承継される場合を指す。

係争権利の譲渡による訴訟承継

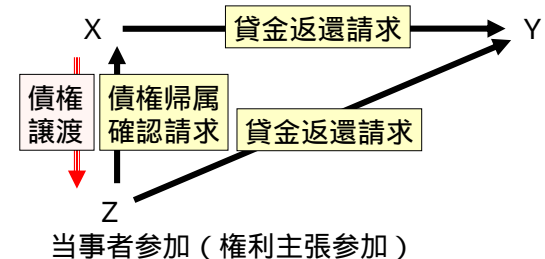


注意



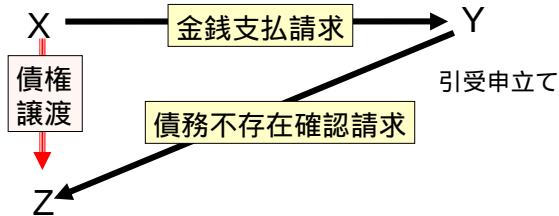
訴訟参加

Zは、X Y間の訴訟の目的債権が自己の取得した債権であることを主張して、この訴訟に当事者参加することができる（49条）。



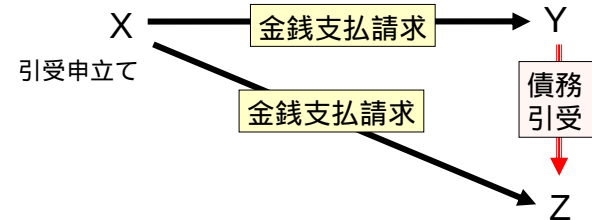
訴訟引受

Yは、Zとの間でも権利関係を明確にしておくために、現在の訴訟をZに引き受けさせることを裁判所に申し立てることができる（[50条](#)・[51条](#)）。



訴訟引受の典型例

Yは、義務を承継したZに対して、現在の訴訟をZに引き受けさせることを裁判所に申し立てることができる（[50条](#)）。



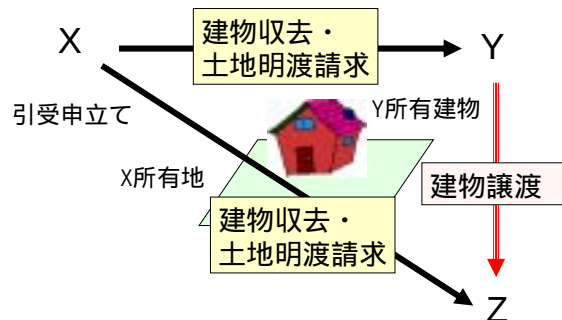
訴訟状態の引継ぎ(1)

- 訴訟参加の場合に、X Z間の承継関係を考慮して、Zは、Xの訴え提起による時効中断の効果を引き継ぐ（[49条](#)）。
- 明文の規定はないが、承継関係を考慮して、Zは、参加当時の訴訟状態（審理状態）を引き継ぐ（生成中の既判力）。すなわち、すでに収集された訴訟資料・証拠資料は、新当事者との関係でもそのまま裁判資料となり、被承継人が提出できなくなった資料は承継人も提出できないのが原則となる。

訴訟状態の引継ぎ(2)

- 訴訟状態の引継ぎの範囲は、実体法上の地位の承継の事情と訴訟の承継の態様に依存する。
- 新当事者が従前の訴訟状態に拘束されるか否かについては、事案類型ごとの検算が必要である。
 1. 訴訟参加の場合には、新当事者が従前の訴訟状態に拘束されるとの結論は、彼が自らの意思で参加していることにより正当化されやすい。
 2. 訴訟引受の場合には、そうした要素がない。

紛争主体たる地位の承継



T. Kurita

13

承継原因のまとめ

- 承継の原因は、既判力の拡張の場合と同様に、紛争主体たる地位の移転を指す。
 1. 訴訟の目的たる権利・義務が第三者に譲渡された場合が典型例であるが、これに限らず、
 2. 係争物の譲渡あるいはその占有移転があった場合も含む。
 3. 承継の原因は訴訟係属後のものでなければならない。訴訟係属前に承継原因がある場合には、別訴または通常の独立当事者参加によるべきである。

T. Kurita

14

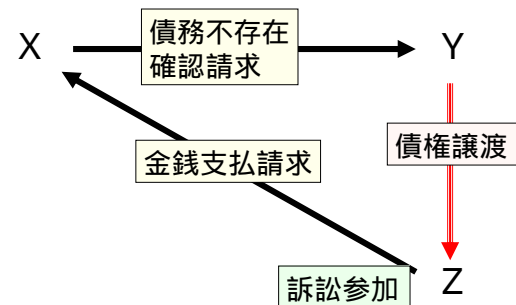
参加承継の手續（49条・51条）

- 承継人が自ら進んで訴訟に参加する場合には、独立当事者参加の形式で参加する（47条・48条の適用を受ける）。
- 権利の承継人のみならず（49条）、義務の承継人もこれにより参加できる（51条）。
- 既存当事者間の請求が承継人に当然に向けられると考える余地もあるが、同じ請求が承継人との紛争解決に役立つとは限らないので、承継人は、相手方当事者に対して新たに請求を定立すべきである。

T. Kurita

15

参加人の請求



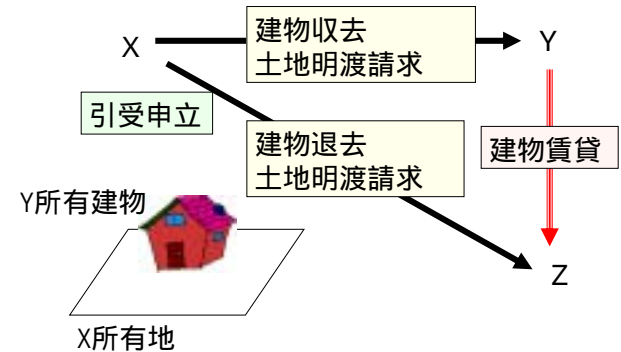
T. Kurita

16

引受承継の手續（50条・51条）

- 承継人が自ら進んで訴訟に参加しない場合には、相手方が訴訟引受の申立てをして、承継人を当事者の地位につける。
- 義務の承継人に対してのみならず（50条）、権利の承継人に対しても引受を申し立てることができる（51条）。
- 訴訟引受の申立は、訴えの主観的追加的併合の一種である。なお、被承継人は、訴訟引受の申立をなしえない

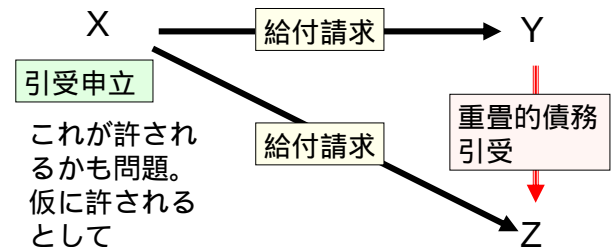
引受申立人の請求



同時審判型通常共同訴訟としての訴訟引受申立て

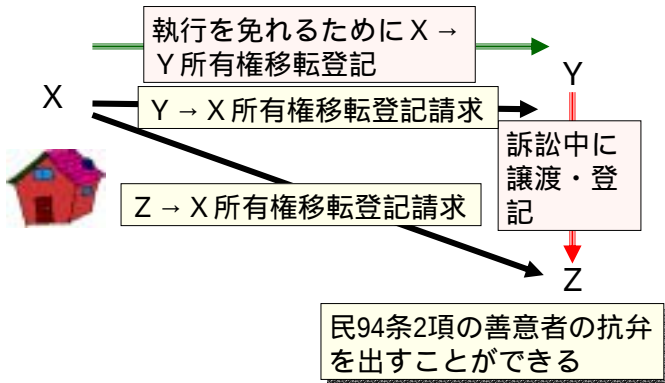
- 訴訟引受の申立ても、訴訟参加の場合と同様に、新たな訴えの提起の实质を持つ。また、被承継人が承継の事実を争う場合には、被承継人も訴訟に留まり、これも三面訴訟の实质を有する。
- しかし、民事訴訟法は、47条3項を準用せずに、41条1項3項を準用している（50条3項）、同時審判型の通常共同訴訟となる（47条4項を準用する場合に比べて、上訴の場面で手続は柔軟となる）。

請求が両立しうる場合の取り扱い



債権者の両債務者に対する請求権は両立しうる関係にあり、41条1項の要件が満たされない。41条1項の準用なし。

引受申立人の請求



T. Kurita

21

当然承継の原因

訴訟手続の中断・受継の規定から推知される

- 当事者の死亡 (124条1項1号)
- 法人その他の団体の合併による消滅 (124条1項2号)
- 信託財産に関する訴訟における当事者たる受託者の任務終了 (124条1項4号、信託42条 - 47条)
- 一定の資格 (他人のために活動する資格) に基づき当事者である者の資格喪失 (124条1項5号)。破産管財人 (破産80条)、船長 (商法811条2項)、後見監督人 (人訴14条)
- 選定当事者の全員の資格喪失 (124条1項6号)。
- 当事者の破産 (125条)

T. Kurita

22

当然承継と訴訟の続行

- 訴訟手続の中断を伴うときは、承継人あるいは相手方による受継申立て、または、裁判所による続行命令によって手続が続行される。
- 真の承継人でない者が受継しても、真の承継人との関係では手続は依然中断していると見るべきである。

T. Kurita

23

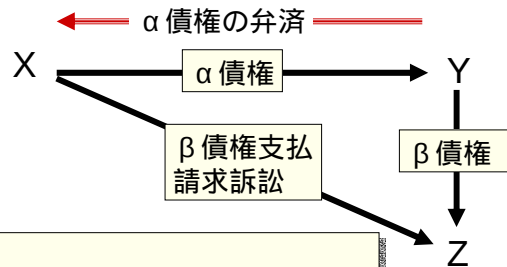
訴訟代理人がいる場合

- 訴訟承継人と被承継人との間に利害の対立がない場合には、訴訟代理権は消滅せず (58条参照)、訴訟手続は中断しない (124条2項)。
- この場合には、承継人を当事者として訴訟が続行されていることになる。裁判所は承継の事実を知りしだい、当事者の表示を改める。判決後でも判決の更正 (257条) により訂正できる。
- 破産者と破産管財人との間には利害の対立があるので、訴訟代理人がいても中断する。

T. Kurita

24

代位債権者の訴訟追行資格の喪失



選択肢

- 当然承継とするか。
- 参加承継・引受承継とするか。
- 承継を否定するか。

T. Kurita

25

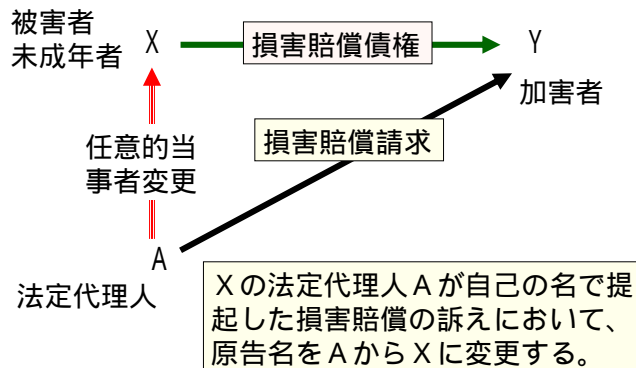
任意的当事者変更

- 原告または新原告の訴訟行為により従前の訴訟手続を全面的または部分的に引き継ぐ新原告または新被告が登場する場合をいう。
- 原告（ないしその代理人）が当事者とすべき者についての判断・認識を誤った場合にそれを是正するためになされるのが典型例である。
 1. 許容規定がある場合 例：行訴法15条
 2. 許容規定がない場合

T. Kurita

26

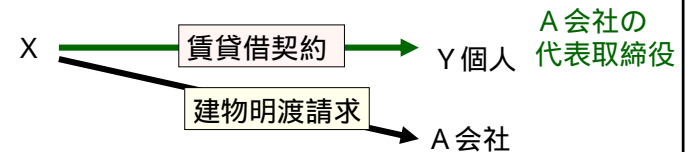
任意的当事者変更の例(1) (許容されるか否かは別)



T. Kurita

27

任意的当事者変更の例(2) (許容されるか否かは別)



XはA会社と賃貸借契約を締結したつもりでAに対して明渡の訴えを提起したが、訴訟中に、その賃貸借契約の当事者はA会社の代表取締役であるY個人であることが判明したので、被告をAからYに変更する。

T. Kurita

28

許容の根拠と限界

- **被告または新被告の利益保護** (α) 変更される当事者間に密接な関係があるか、(β) 手続の初期段階であるために、変更を認めても新原告の相手方(被告)または新被告の利益を害することが少ないこと。または、(γ) 新被告の利益が害される場合であっても、それが正当化される程度に被告の誤認について被告側に帰責事由があること
- **当事者変更の必要性** 旧請求と新請求との間に関連性があり、従前の訴訟手続を生かすことが訴訟経済にかなう、その必要性があること

任意的当事者変更の法的性質

- **複合行為説** 新当事者に関する新訴の提起と旧当事者に関する旧訴の取り下げとの複合行為とみる見解。
- **特殊行為説** 当事者変更を生じさせることを目的とする特殊な単一行為とみる見解。
- **訴え変更説** 任意的当事者変更を143条に定める訴え変更の一種と見る古い説であり、現在では主張されていない。

交換的当事者変更と追加的当事者変更

- 当事者変更は、当事者を交替させることを目的とするので、交換的当事者変更が標準的な形態となる。
- ただ、旧当事者が関係する請求について訴訟を消滅させるためには、原則として、従前の被告の同意が必要であるとすべきであり(261条2項参照)、それが得られない場合には、追加的当事者変更となる。

要件

- 新訴の提起と旧訴の取り下げが有効になされるための通常要件が充足されること。旧訴の取下げに同意が得られない場合には、新訴訟と旧訴訟とが併存することになる(追加的当事者変更)。
- 当事者変更を正当化する事情が存在すること。
- 多数説は第1審でのみ許されるとするが、当事者変更を正当化する事情に従い、第2審でも許されてよい。

手続

- 当事者変更は、旧訴の取下げと新訴の提起の複合行為であるので、それに相応した形で明示的になされるのが原則である。

当事者変更を正当化する事情により根拠付けられる効果

- 訴えをもって主張される利益は共通するので、申立手数料を追納する必要はない（申立手数料の流用）。
- 時効中断効が引き継がれる。
- 従来の弁論や証拠調べの結果が流用されうる。原則として、新当事者による一括援用、または相手方による援用についての新当事者の同意が必要である。しかし、新当事者が旧訴に実質的に関与していたために同意を拒絶できない場合がある。

表示の訂正が任意的当事者変更か

- 当事者の同一性が微妙な場合には、訴訟係属中であれば、任意的当事者変更とした上で許容されるかを議論する方が、被告となる者の利益保護の点で好ましい。
- 当事者変更であるが許されるというより、表示の訂正にすぎないという方が説明しやすい。そのため、裁判例では、被告を取り違えたことにつき原告の責任を問うことができず、むしろ被告の側にその原因があると見られる場合には、表示の訂正として処理される傾向がある。

共同訴訟参加（52条）

- 必要的共同訴訟において、第三者が原告または被告の共同訴訟人として参加することを共同訴訟参加という。
- 類似必要的共同訴訟について許されるのが典型例であるが、固有必要的共同訴訟で、共同訴訟人が欠けていた場合に、それを追加するためにも許される。

参加人が従前の訴訟状態に拘束されるか

次の2つの見解が考えられる。

- **拘束説** 共同訴訟人は原則として従前の訴訟状態に拘束されとする見解
- **非拘束説** 共同訴訟人は、従前の訴訟状態に拘束されないとする見解。

最高裁判所平成14年1月22日判決

- 株主代表訴訟において、原告株主が第1審において被告の主張事実を自白したため敗訴した場合に、控訴審において、他の株主が自白された事実を争うために共同訴訟参加することが許されとした。
- 非拘束説が前提となっている